

規制改革推進に関する中間答申

令和5年12月26日

規制改革推進会議

I	本中間答申について	3
II	各個別分野における実施事項	5
	1. 革新的サービスの社会実装で人口減少を乗り越える	6
	(交通) 移動の足の不足の解消	6
	ア タクシーの規制緩和等① (第二種免許に係る要件の緩和)	6
	イ タクシーの規制緩和等② (地理試験の廃止、法定研修の日数要件の撤廃)	7
	ウ タクシーの規制緩和等③ (いわゆる白タク対策)	7
	エ 自家用自動車を用いた有償運送の制度改善	7
	オ タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業のための法律制度についての議論	9
	(物流) ドローンの事業化による物流の効率化等	11
	ア 無人航空機 (ドローン) の事業化に向けた環境整備	11
	イ 物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し	12
	(医療) デジタルヘルスの推進	14
	ア 身近な場所でのオンライン診療の受診	14
	イ 一般用医薬品 (スイッチOTC) 選択肢拡大	15
	ウ 診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化	16
	(介護) 介護DXの推進と処遇改善	17
	ア 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化	17
	(教育) オンライン教育の円滑化	19
	ア 遠隔教育の活用促進	19
	イ 教育政策に関するEBPMの推進	20
	(生活) 公金のデジタル納付	21
	ア 地方公共団体への公金納付のデジタル化	21
	イ 国立大学の入学金等のデジタル化	21
	2. 未来を拓く投資を拡大する	23
	ア 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	23
	イ 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し	24
	ウ スタートアップ等のための会社法制の見直し (株式報酬の発行環境改善)	26
	エ 株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し	26
	オ 賃金の「デジタル払い」の実現	27
	カ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等	27
	キ 農業法人の経営基盤強化	30
	ク 農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化	31
	3. 良質な雇用を実現する	33
	ア 「自爆営業」の根絶	33

イ	副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方の 検討.....	34
(参考) 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにお		
ける当面の規制改革の実施事項 35		
ア	定置用蓄電池の系統連系に係る認証手続等の見直し.....	35
イ	再エネ導入の前提となる送配電設備の整備に係る所有者不明土地に関する 取扱いの明確化.....	36

規制改革推進に関する中間答申

令和5年12月26日

I 本中間答申について

我が国の生産年齢人口は2020年から2050年の30年間で、約3割、約2,000万人が減少し、人口全体もまた、生産年齢人口に比して緩やかではあるものの、約2割が減少することが見込まれている¹。また、地域の人口減少もより深刻さを増すと推計されており、2050年に有人地域²の約半数で人口が50%以上減少するなど（全国平均で19.8%減、人口規模が1万人未満の市町村では51.2%減）³、人口減少は地域にとって大きな課題となっている。

我が国の生産年齢人口の激減による影響は、近年、本格化し、痛みを伴って、国民生活に影を投げ掛け始めている。例えば、正社員の人手不足を感じている企業は全産業で51.7%と2012年の23.8%から大きく増加傾向で推移しており、「観光・ホテル」といった業種では、77.8%、「運輸・倉庫」といった業種では62.2%が不足を感じているという指摘がある⁴。こういった人手不足は、介護施設の一部の運営停止、ホテル・旅館の一部客室の休止、物流の遅延といった諸問題を引き起こしており、地域における豊かな生活を維持する上で目前の課題となっている。しかも、これは一過性のものではない。産業構造の転換、社会変革がなければ、その影はより長く、また、濃くなっていくことが危惧される。2030年に産業全体の約1割の規模で労働力不足が発生（7,073万人の労働需要に対して644万人の不足）し、例えば、いわゆるエッセンシャル・ワーカーである医療・福祉分野では187万人、運輸・郵便分野でも21万人の人手不足が発生すると推計⁵されている。このような中、特定分野のみが人手不足の例外になり、変革を迫られないと考えるべきではない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は我が国のデジタル化や働き方改革を急激に加速させたことは事実である。我が国の歴史をたどれば、古くは、明治維新にせよ、危機を乗り越え、危機をチャンスに転換してきた歴史であり、オイルショックによる輸入資源価格の高騰は、省資源化投資の拡大につながり、現在の世界をリードする省エネ技術の確立につながった。

このような歴史を振り返れば、生産年齢人口の激減という未曾有の危機において、今こそ、デジタルの力を最大に活用することによって、全国どこでも豊かな暮らしを守り、高齢者が医療・介護に、こどもたちが質の高い教育にアクセスできる社会変革を、分野を問わず、進めていく必要があり、また、それは可能である。高齢社会や過疎化を経験する多くの諸外国に先駆けて、このような努力に取り組むことが、今こそ、

¹ 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」中位推計。

² 全国を1km²に区切った単位である1kmメッシュのうち、有人のメッシュの約半数で人口が50%以上減少すると推計されている。

³ 国土交通省「メッシュ別将来人口推計（H30年推計）」、いずれも平成27（2015）年対比。

⁴ 株式会社帝国データバンク「人手不足に対する企業の動向調査（2023年1月）」

⁵ パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計2030」

我が国に求められている。

具体的には、人口減少下で需要・供給面ともに市場を維持することが求められており、デジタルの力の「解放」、スタートアップなどによる革新的サービスの創出を阻む規制・制度改革に挑む必要がある。加えて、高生産性部門への労働移動、人でなくてもよい業務から人がやらなければいけない業務への労働移動を促す改革を一体的に推進していく必要がある。このような取組によって、人手不足解決、そして賃上げ、投資の拡大といった、好循環の実現が期待できる。

このような問題意識の下、規制改革推進会議（以下「会議」という。）においても、デジタル行財政改革の枠組みの下、令和5年10月16日に新体制初回の会議を開催し、12月までの間、会議は計20回のワーキング・グループを開催し、審議を行ってきた。

本中間答申は、「先送りできない課題に正面から取り組む、そして社会課題を乗り越えて変化を力にする」という岸田内閣総理大臣の強い決意の下、会議が取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を中間的に取りまとめることにより、来夏の答申に向けた検討・具体化を加速させるものである。

本中間答申では、「移動難民」解消に向けた地域交通、オンライン診療やオンライン教育、また介護といった様々な分野において、デジタルの力を解放するための一定の進展があった。同時に、労働者の自由な意思に反して自社商品を購入させる「自爆営業」を抑止し、副業・兼業をやりたくてもやれないボトルネックである割増賃金に係る労働時間の通算規制の見直しを通じて、良質な雇用、やりがいの最大化を実現する。

マクロ経済運営においては、30年ぶりの高い水準となる賃上げや企業の高い投資意欲など、長期にわたる賃金の停滞とデフレの継続という悪循環を断ち切る挑戦が動き始めている。こうした前向きな動きを更に加速させ、供給力の強化を図り、生産性を引き上げていくことで、「コストカット型経済」からの完全脱却を図る必要がある。働いている人がより自由に、社会に対して付加価値を提供することができる社会を構築するため、本中間答申を足がかりに、地域交通やライドシェアの課題の検討の更なる深化、スタートアップなどにおける意欲ある人材の可能性を最大化する働き方の実現、医療・介護システムの改革などの課題を念頭に、今後、引き続き、徹底した規制・制度改革を進める。

日本人は平時には変化を起こしにくい。だからこそ、危機がより大きな意味を持つ、このような指摘もある。古くは楽市楽座など規制改革の歴史は長い。規制・制度改革は、常に、社会を前に進めていくという熱意と既得権との摩擦熱の歴史でもある。本中間答申を一助として、今後も、利用者本位の明るい未来ビジョンの共有の下、関係者との徹底的な議論を通じて、我が国を取り巻く規制・制度を不断に見直し、日本が

変わるきっかけを作っていく必要がある。

II 各個別分野における実施事項

本項では、会議の5つの重点分野（「公共」、「スタートアップ・投資」、「働き方・人への投資」、「健康・医療・介護」及び「地域産業活性化」）ごとにワーキング・グループを開催し、検討してきた内容について、

1. 革新的サービスの社会実装で人口減少を乗り越える
2. 未来を拓く投資を拡大する
3. 良質な雇用を実現する

の3つの横断的取組に整理した上、審議の結果を取りまとめる。

なお、以下の記述について、実施事項（実施時期（【a, b, c・・・】）が記載されている事項）については、規制所管府省と事務局（内閣府規制改革推進室）の間で、措置内容及び期限について合意した事項である。また、「今後の検討課題」として記載された事項については、現時点においては、規制所管府省と措置内容ないし期限について合意しているわけではないが、会議として、今後の検討課題として認識している事項である。

1. 革新的サービスの社会実装で人口減少を乗り越える

(交通) 移動の足の不足の解消

地域住民や観光客の移動の足の不足、「移動難民」問題は既に全国各地で生じている現在進行形の危機であり、今後の生産年齢人口の減少や高齢化に伴う免許返納に伴って、更に大きな危機となるおそれがある。このような中、国民の移動の自由を回復し、かつ、インバウンドを通じた「観光立国」にもつなげるため、関係省庁は次の措置を講ずる。

ア タクシーの規制緩和等①（第二種免許に係る要件の緩和）

【a後段, c前段：令和5年度措置、
c後段：令和6年度以降随時実施、
a前段：令和6年上期措置、
b：令和6年度中目途措置】

- a 警察庁は、普通自動車第二種運転免許（以下「二種免許」という。）を取得するために要する期間を短縮するため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（以下「道交法施行規則」という。）第33条第5項第1号ヨに定める教習を受ける者一人に対する一日における最大の教習時間を三時限から四時限に緩和し、最短五日と一時限で取得可能とする方向で検討する。具体的には、当該緩和による教習効果への影響について、令和5年度に調査研究を実施した上で、その実施結果を踏まえて所要の改正を行う。あわせて、道交法施行規則第34条に定める技能検定は、前述した一日の教習時間の上限に含まれず、同日に受検可能であることについて、各教習所に周知徹底し、教習計画への反映を促す。
- b 警察庁は、教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、二種免許を取得するために要する教習内容を抜本的に見直し、道路交通における安全性の確保を前提としつつ、aと併せて取得に要する期間を大幅に縮減するため、二種免許取得に係る教習を効率化する。具体的には、実技、座学それぞれの教習科目について、一種免許取得時との重複の縮減その他教習科目の整理・統合・縮減を交通専門家らによる調査研究の実施その他によって早急に検討し、結論を得次第、関係法規について所要の改正を行う。
- c 警察庁は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく、二種免許に係る運転免許試験（以下「試験」という。）について、意思、適性及び運転技能を有する在留外国人がタクシードライバーとして活躍することを円滑にする観点から、試験問題例を20言語に翻訳し、外国人等の居住実態等を踏まえた適地の警察本部において外国語による試験を実施することを可能とする。あわせて、都道府県警察における多言語を用いた試験の実施状況及び外国人等の受験状況を検証し、その実施の在り方を定期的に見直し、都道府県警察による実施の改善がしやすくなるよう情報提供する。

イ タクシーの規制緩和等②（地理試験の廃止、法定研修の日数要件の撤廃）

【a, b：令和5年度措置】

- a 国土交通省は、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条第1項第2号に基づいて大都市におけるタクシー乗務員になるために必要とされる地理試験を廃止する。
- b 国土交通省は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第2項に基づいて、タクシー事業者がドライバーを新規に雇用した際に行う指導について、十日間とする日数要件を撤廃する。

ウ タクシーの規制緩和等③（いわゆる白タク対策）

【令和5年度措置】

警察庁及び国土交通省は、道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「道路運送法」という。）第4条第1項に違反する行為（いわゆる白タク）について、その仲介行為を行うアプリ事業者についても、違法な仲介行為を停止するよう行政指導及び広く共犯規定を駆使した取締りを強化する。それでも取締りの困難な仲介行為がある場合には、取締り上の課題を分析した上で、実効的な法制度の在り方について検討を行う。

エ 自家用自動車を用いた有償運送の制度改善

【a①④（ダイナミックプライシングの明確化以外）⑤⑥：令和5年措置、
a④（ダイナミックプライシングの明確化）、b：令和5年度措置、
a②③：令和6年6月措置】

- a 国土交通省は、道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送について、以下の措置を講ずる。
 - ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に定める「その他の交通が著しく不便な地域」（以下「交通空白地」という。）について、交通空白地に該当する目安を数値やデータで判断できるように公表するとともに、夜間など交通サービスが限られる時間帯が生じる地域については、当該時間帯が交通空白地に該当し得る旨を各地方運輸局長に通知する。
 - ② 地域公共交通会議における協議を迅速化及び円滑化するため、地域の移動ニーズに対応した交通サービスに関する議論を始めてから、相当の期間を要してもなお結論への道筋に至らない場合には、首長の責任により判断できるようにすることで、道路運送法第79条の4第5号にいう「協議が調つたもの」と取り扱い得る旨を、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号。以下「地域公共交通会議に係る通知」という。）に追記、及び、これらを標準とする地域

公共交通会議に係る通知におけるモデル要綱を見直すなど、所要の措置を講ずる。「相当の期間」については、2か月程度を念頭に、年度内に地域公共交通会議に関する実態調査を行い、具体的な期間を決定する。

- ③ 交通空白地をその管轄区域に含む地方自治体が地域公共交通会議で自家用有償旅客運送に関する協議を行うに当たって、交通空白地の外に駅、医療機関、観光地その他の住民又は観光客による相当程度の利用ニーズが認められる目的地が存在する場合には、原則として、当該交通空白地の区域と目的地の間においても自家用有償旅客運送を認めることが住民又は観光客の利便に資するものであり望ましい旨を地域公共交通会議に係る通知において、明確化する。
 - ④ 地域における自家用有償旅客運送を持続可能なものとするため、旅客から収受する対価について、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日国自旅第144号）2.（3）①を見直すなど、所要の措置を講じ、タクシーの1/2の目安を見直し、タクシー運賃から適正利潤とタクシー固有の費用を控除した金額の範囲内（タクシー運賃の「約8割」）を目安とするとともに、一定のダイナミックプライシングが可能であることを明確化する。
 - ⑤ 株式会社の参画が可能であることを周知するため、運行主体の自治体等からの委託を受けた株式会社が自家用有償旅客運送制度に参画できることを明確にする。また、株式会社が利潤を含む委託料を受領できることは禁じられていないことを明確にする。
 - ⑥ 宿泊施設の車両を用いた有償運送を可能とするため、交通空白地において、宿泊施設が共同して、その保有する車両を当該宿泊施設の利用者やその他の住民又は観光客を対象として有償運送に活用できることを明確にする。
- b 国土交通省は、道路運送法第78条第3号に基づく公共の福祉の確保のためにやむを得ない場合の有償運送について、利用可能なタクシー配車アプリデータ及び利用者側ニーズに係るデータ等を活用し、供給が需要に追いつかないことが多い地域、時期、時間帯（以下「不足地域等」といい、そのことが合理的に予測される場合を含む。）を特定した上で、当該不足地域等においては、タクシー会社はその不足分について、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシー事業の一環として運送サービスを提供することを可能とする。

その際、当該事業に係るドライバーを十分に確保する観点から、安全の確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討するとともに、準特定地域において、既存のタクシー事業者以外の新たな事業者が新規参入できる環境整備の一環として、これらの地域の解除の見通しを、新規参入の準備に資するよう相当程度事前に公表することを検討する。

上記制度の設計に当たっては、タクシー事業者が運送責任を負うことや安全

を確保することを前提に、新たに活用する地域の自家用車・ドライバーについての教育、運行管理・車両整備管理の在り方等を検討するとともに、道路運送法第78条第3号に基づく許可については、地域公共交通会議における協議が法律上明記されていないことを踏まえて行う。

オ タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業のための法律制度についての議論

【令和6年6月措置】

国土交通省は、上記エの施策の実施効果を検証しつつ、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について、議論する。

【今後の検討課題】

オの法律制度の検討及びエbの制度詳細の検討に当たっては、以下を踏まえた検討が行われる必要がある。また、その際、利用者起点を前提としつつ、タクシー、バス事業者など既存事業者との「共存共栄」に最大限の配慮を行う必要がある。

- 1 諸外国の最新のライドシェア関連制度等を踏まえた検討
OECD加盟38か国中25か国でライドシェア（一般ドライバーが自家用車を利用して容易に有償運行が可能であり、かつ、変動運賃を利用できる事業であって、現地法制上は「タクシー」とされているものを含む。）が制度化され、広く提供されているという指摘も踏まえ、また、各国におけるライドシェア事業の規制等の実態や制度アップデートの経緯を踏まえる必要があること。
- 2 ライドシェア事業者に対する徹底した安全対策のための規制の導入
以下の各事項を含む徹底した安全対策をライドシェア事業者に義務付ける必要があること。
 - ・ ライドシェア事業者が利用者に対する直接の法的責任を負うこと（直接の法的責任を負わない仲介行為の禁止）
 - ・ ドライバーの事前審査、事故歴確認義務、健康診断書の確認、自賠責保険・任意保険の確認
 - ・ ドライバーの事後審査（苦情の適切な処理、レーティング機能等）
 - ・ 事業者による保険加入義務
 - ・ 事業者によるドライバーの運行管理（遠隔点呼（デジタル機器等を活用したアルコール呼気検査や検温による健康チェックを含む）、稼働時間管理、運行管理者、相互評価（レーティング））
 - ・ 性犯罪対策（犯罪歴審査、乗車中の緊急通報体制等）

- ・ アプリを活用した記録保持義務（GPSによる運送の開始・終了地点や時間、料金、距離等を記録 等）
- ・ 自家用自動車の要件（ドライブレコーダー等）

3 新たな働き方の尊重、副業・兼業の推進

ドライバーとライドシェア事業者との契約関係について、ドライバーの相当数は諸外国と同様に、副業・兼業としての就労が予想され、また、そうしなければ、必要なドライバー数を確保できない可能性が高いことを踏まえ、雇用に限らず、業務委託を含め、個人が「好きな時に好きなだけ」働ける制度設計とすること。また、その際、いわゆる「ワーキングプア」を生むのではないかとの懸念に十分に配慮すること。

4 自由度の高い料金規制

必要に応じて現行ハイヤーに対する料金規制の緩和を行い、ライドシェアとハイヤーとのイコールフットィングを確保すること。

5 地域・時間帯・台数の不制限

ライドシェア事業について、運営可能な地域・時間帯の制限をかけず、また、事業に利用する自家用車の台数制限をかけないこと。

6 その他

ライドシェア事業を実施するに当たって、我が国の生産年齢人口が大幅に減少しつつあることを踏まえ、これまでの人口増加を前提とする利害調整のための会議を各地域で行うことを義務付けないこと。

加えて、ライドシェア事業に関するものではないが、タクシー・ハイヤーのドライバーを十分に確保するため、また、自家用有償旅客運送を含む他旅客事業とのイコールフットィングを実現するために、タクシー会社に係る運転手との契約に関する規制について見直し、業務委託契約も可能にすることも含めて検討される必要がある。

(物流) ドローンの事業化による物流の効率化等

ア 無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備

【a：措置済み、

b：令和5年度措置、

c：令和5年度結論、令和6年度措置、

d～g：令和5年度以降継続的に措置】

- a 国土交通省は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日国土交通省）を改正し、無人航空機（以下「ドローン」という。）のレベル3飛行（無人地帯における目視外飛行）について、操縦ライセンスを保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術（機上カメラ）を活用することにより、補助者や看板の配置などの立入管理措置なく、移動車両上空を含む道路、鉄道等の上空の横断を新たに可能とする制度（「レベル3.5飛行」）を導入する。あわせて、当該制度を事業者等が正確に理解できるよう、説明会等を行い、人口密度が低い地域の深夜等でも当該運航が可能であること等、当該制度の詳細な内容を周知する。
- b 国土交通省は、レベル4飛行（有人地帯における目視外飛行）の早期事業化に向け、運航管理や操縦ライセンス、型式認証及び機体認証等に係る各種施策を講ずる時間軸を定める工程表の整備を行う。また、レベル4に限らず、型式認証については、製造事業者による認証の取得を促進するため、機体の耐久性及び信頼性等の証明・試験方法の例示、認証のための提出書類の記載の定型化及びガイドラインの充実、標準処理期間の制定等を行う。これらの取組によって、効率的な認証取得を実現し、申請者の開発状況等を勘案しつつ、令和5年度までに5機種以上の型式認証を目指す。
- c 国土交通省は、a, bのほか、ドローンの事業化を促進するため、次の措置を講ずる。
 - ①航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85及び第132条の86に基づき、ドローンの利用者が行う飛行申請に対する航空局の許可・承認手続期間について1日を目指すとともに、型式認証取得機増加により許可・承認手続を不要化する。
 - ②航空法に基づくドローンに係る各種申請・審査の効率化・迅速化及び利用者の利便性向上のため、ドローン使用事業者の意見を踏まえつつ、国土交通省が運営する「ドローン情報基盤システム」につき、システム全体の改修を利用者視点に立って行う。あわせて、国土交通省の審査業務等の効率化、円滑化及び迅速化等の観点から、定型的業務の外部委託を行うことも含めて検討を行う。
 - ③物流量の増加に迅速に対応するため、総重量25kg以上のドローンの社会実装を進めることとし、審査要領において「堅牢性が必要」などの定義が曖昧となっている要件を具体化する。

④操縦ライセンスを取得する需要の増加に対応するため、外国人等を役員に含む企業であっても登録講習機関及び登録更新講習機関として認定されるよう「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令」（令和4年国土交通省令第59号）を改正する。

- d 国土交通省は、航空法第132条の85及び第132条の86に基づく飛行許可・承認手続や飛行計画の通報について、海外の事例を踏まえつつ、目視内飛行と目視外飛行の安全性比較を定量的に行う。その上で、物流及び点検・測量等の多様な分野におけるドローンの利活用を促進するため、関係省庁及び関係機関とも連携し、当該検証結果を踏まえたリスクベースの検討を行い、例えば、低空かつ限定的な飛行範囲内でドローンを用いて農薬散布を行う場合には、一定期間内の包括的な飛行計画通報を可能とするなど、安全性確保を前提としつつ、飛行計画通報の内容や頻度等、飛行計画通報に関する運用の見直しを検討する。
- e 国土交通省は、a～dを含む施策の効果検証のため、関係省庁と連携し、分野に応じたK G I (Key Goal Indicator)・K P I (Key Performance Indicator)を設定し、事故率や事故の発生原因の分析等により、措置後に検証を行う。なお、検証は毎年度実施し、施策への反映を随時行う。
- f 総務省は、多様な分野におけるドローンの利活用を促進するよう、5GHz帯の周波数について、気象レーダー等の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローンに利用可能な無線LAN用周波数帯を拡大する。また、ドローン用無線局の実験運用を推進するため、既存無線システムに影響を与えない範囲で、実験試験局の開設・利用手続の簡素化を行う。
- g 経済産業省及び国土交通省は、ドローンの生産性向上に向け、「ドローン航路」の社会実装に伴い「空間ID」の活用や規格整備を行うことで、「空間ID」により飛行航路内の地形・地物や気象、人流等の状況把握を可能とするなど、ドローンにおけるG空間情報の利活用を促進する措置を継続的に講ずる。その際、各国のデータ利活用の実態把握に努め、国際競争力の高いデータ形式の技術開発、標準化及び社会実装の推進を念頭に置く。

イ 物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し

【a：令和5年結論、令和5年度措置、

b, c：令和5年度検討開始、令和6年結論・措置】

- a 国土交通省は、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化や物資の安定輸送を実現する観点から、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に基づき設置が必要とされる運行記録計について、①クラウド上のみでの車両運行データ保存（通信不能時の車両運行データが機器内で記録できる場合に限る。）、②Wi-Fi等の通信を活用した車両運行データ出力（送信）、

③走行速度や走行距離といった情報取得時の車速パルス以外の信号利用を可能とするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）について所要の改正を行う。

- b 国土交通省は、自動運転に係る各種議論も踏まえ、車体や関連システムで運行記録が取得できる場合も想定し、事業用自動運転車に対する運行記録計の義務付けの在り方を見直す。
- c 国土交通省は、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」の活用促進を図るため、ガイドライン活用に当たっての課題を調査するとともに、利用手引きの作成・発信を行い、物流事業者を含めた関係者間での物流データ連携を通じた物流の効率化・生産性向上を推進する。

(医療) デジタルヘルスの推進

ア 身近な場所でのオンライン診療の受診

【a：令和5年措置、

b：(前段・中段) 令和5年措置、(後段) 令和6年以降継続的に措置、

c：令和5年度措置】

- a 厚生労働省は、通所介護事業所等についても、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合にはオンライン診療を受診できる場であることを明らかにする。あわせて、オンライン診療時に、医療補助行為や医療機器の使用等がされないこと及び自らが医療提供を行わないことを前提として、居宅同様に、通所介護事業所や職場などの療養生活を営む場においても、新たに診療所が開設されなくとも、患者がオンライン診療を受診できることを明示する。なお、医療補助行為や医療機器の具体については、明確化する。さらに、通所介護事業所、学校等が、医療法(昭和23年法律第205号)の各種規制(清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等)の対象とならないこと等を明確にした上で、当該施設の利用者等に対し、当該施設内において、オンライン診療の受診が可能であることについて周知すること及び機器操作のサポートを当該施設の職員等が行うことが可能であることを明確化する。
- b 厚生労働省は、へき地等に限ってオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用(医政総発0518第1号令和5年5月18日厚生労働省医政局総務課長通知)を改正し、①「へき地等」か否かを問わず、患者の必要に応じ、都市部を含めいずれの地域においても、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能であることとする。②その際、診療所の開設に関する要件を設ける場合には、オンライン診療の受診を当該診療所において希望する患者が存在することを示すなどの簡潔な説明で足りることとするよう検討する。さらに、事後的な検証の観点から、実施状況の報告を求め、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況及び具体的な事例を定期的に公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。
- c 厚生労働省は、精神科や小児科などの診療において、オンライン診療が技術的には可能であっても診療報酬上算定が認められていない項目がある結果、医療機関がオンライン診療を行うインセンティブが必ずしも十分ではなく、オンライン診療の普及の弊害になっていることや、また、対面診療とオンライン診療の評価の在り方に関して指摘があること、これらの診療科においては対面診療に比してオンライン診療のアウトカムが同等である場合も存在することを踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、精神科・小児科などの診療におけるオンライン診療の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。

イ 一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢拡大

【令和5年度措置】

個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から⁶、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること（世界保健機関））の推進が累次の閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針等）によっても求められている。このため、安全性の確保を前提としつつ、患者がより効果の高い医薬品に円滑にアクセスできることが必要であり、一般用医薬品（スイッチOTC）の選択肢拡大が求められている。

他方、我が国においては、いわゆる「スイッチ・ラグ」（海外において医師の診察が必要な医薬品から医師の診察が不要なOTC医薬品に転用された時点から同医薬品が日本でOTC医薬品に転用される時点までの時間差）が長期間にわたる医薬品が多数（令和5年12月現在、胃酸分泌抑制薬、片頭痛薬など70成分以上）存在し、特に、患者ニーズが高いと認められる医薬品についても最長20年以上スイッチOTC化の遅れが生じている。我が国において過去3年間（令和3年4月から令和5年12月現在まで）でスイッチOTC化されたのは7成分に過ぎない。一方で、厚生労働省は、令和2年度措置が閣議決定されていたスイッチOTC化を促進するための目標を設定していない。この結果、会議がスイッチOTC化の進捗を評価することも行うことができない状況にある。

なお、我が国では国民皆保険が採用されているが、それは国民に対し医療にアクセスできる自由を確保している一方で、国民に受診が強制されるものではなく、また、医療へのアクセス自体も年々困難になっているため、スイッチOTCの必要が何ら減じるものではない。

厚生労働省は、こうした状況を踏まえ、令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品については、原則として⁷3年以内（令和8年末まで）に日本でもOTC化する（スイッチ・ラグを解消する）ことを目標として設定し、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講ずることにより、国内でスイッチOTC化の要望があり申請されたものについては、原則として、①「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」への要望書の提出時点から総期間1年以内⁸に検討結果を取りまとめ、また、②承認申請から承認の可否を判断するまでの総期間1年以内⁹とする。

⁶ 我が国では、仕事、介護、育児、移動の足が無いといった様々な事情がある中で、診察を受けるために長時間費やせないこともあるといった指摘が存在。

⁷ 令和6年末までに申請されたものに限る。なお、令和7年以降に申請されたものについては、本文中の①、②を目標とする。

⁸ 令和5年以前に要望があったものは令和6年末までとする。

⁹ 令和5年以前に申請されたものは令和6年末までとする。

ウ 診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化

【令和5年度措置】

厚生労働省は、診療報酬の算定要件として書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目の全てについて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守を前提に、「構造改革のためのデジタル原則」（令和3年12月デジタル臨時行政調査会策定）に倣い、電磁的方法による作成又は電磁的方法での情報提供が可能であることについて明確化する。

(介護) 介護DXの推進と処遇改善

ア 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

【a：令和5年度措置、

b：令和5年度以降継続的に措置、

c：令和6年度以降継続的に措置】

- a 厚生労働省は、介護人材の不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、高齢者施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準について、令和4年度及び令和5年度の実証事業の結果や、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化する。具体的には、令和6年度から、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム。以下「特定施設」という。）について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする方向で、必要な措置を講ずる。その際、ケアの質の確保及び介護職員の業務負担の軽減を前提として、事業者・施設が創意工夫を発揮できるよう配慮する。
- b 厚生労働省は、指定権者（地方自治体）がaに定める特例的な柔軟化を個別の特定施設に適用するに当たって、不適切なローカルルールの発生によって事業者・施設に非合理的な事務負担が生じることがないように、客観的な指針及び統一の様式を定める。指定権者は、これらに基づいて一定期間の試行を含め指定権者に対する届出までの手続を定めるものとする。特定施設が一定期間の試行を行った結果、ケアの質の確保や職員の負担軽減を指定権者において定量的に確認できた場合は、指定権者による届出の受理をもって、柔軟化された人員配置基準を適用するものとする。
- c 厚生労働省は、特定施設について、引き続き国の実証事業を行い、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しが可能となるエビデンスが確認された場合や、その他の高齢者施設について、国の実証事業により特定施設と同様のエビデンスが確認された場合には、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しや、対象施設の範囲の拡大など所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。なお、国の実証事業を行うに当たっては、令和4年度及び令和5年度の実証事業に係る国の実証事業において特定施設以外の提案がなかったことから公募方法・公募条件の課題の有無等に関する原因分析を行うべきとの指摘や実証への参加に意欲的な事業者・施設の掘り起こしを行うべき等の指摘があることを踏まえ、実証事業への応募施設数の増加や他のサービス類型から

の応募につながるよう、募集内容や周知方法の見直しを継続的に行う。加えて、特例的な柔軟化の適用を受け、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を行った高齢者施設に係る事例集を作成・公表し、生産性向上の取組を推進する。

(教育) オンライン教育の円滑化

ア 遠隔教育の活用促進

【a～c：令和5年度着手、

d：令和5年度以降継続的に措置】

文部科学省は、令和3年3月29日に内閣府特命担当大臣（規制改革）と文部科学大臣との間で合意された「教育現場におけるオンライン教育の活用」において、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないこと、オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすること、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めることとされたことを踏まえ、以下の措置を講ずる。

- a 義務教育段階において、遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教員は、普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても、制度上の問題が無いことを明確化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。
- b 中学校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫によって実施することを可能とすることとし、通知等の所要の改正を行う。
- c 高等学校においてもaと同様の措置を講ずるとともに、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障が無いと考えられる場合¹⁰においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等を配置可能とするため要件を弾力化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。
- d 遠隔教育の活用を促進するため、各自治体における遠隔教育の活用状況に関するデータや課題・ニーズを把握するとともに、制度の改善を含め、必要な措置を講ずる。

¹⁰ 例えば、配信側教員だけで教科指導や生徒の学習状況の把握等の見取りを十分に行える場合で、受信側教室での机間巡視や生徒指導等も要さず、受信側の教室に必ずしも教員が必要無いと考えられる場合など。また、自習形式や外部専門家等の話を聞く講演形式等、授業の一部で必ずしも教員が必要無いと考えられる場合もある。

イ 教育政策に関するEBPMの推進

【令和5年度以降継続的に措置】

文部科学省は、不登校やいじめ重大事態の増加、教員の採用倍率の低下など、現在教育を受けているこどもたちを取り巻く課題に対し、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的検討を行う。

(生活) 公金のデジタル納付

ア 地方公共団体への公金納付のデジタル化

【(前段) 遅くとも令和8年9月までに措置、
(後段) 前段の時期以降速やかに措置】

デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。

イ 国立大学の入学金等のデジタル化

【通知は令和5年度内措置、

調査は令和5年度内に実施、令和6年4月までに会議に報告】

国立大学の学生等が入学金等を納付する際に、約4割の国立大学が金融機関の窓口における入学金の納付を求めているほか、検定料についても窓口納付を求める例が存在し、学生等に時間的・金銭的成本を発生させ、かつ、金融機関にとっても窓口業務の負担を生じさせている。このような現状を踏まえ、学生等の利便性向上や金融機関の業務負担軽減の観点から、文部科学省は、全ての国立大学に対し、令和7年度以降に入学する学生を対象に、入学金及び検定料の納付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第2条第1号も踏まえ、電子的支払手段による納付を確保するよう求める通知を发出する。その際、以下の内容を併せて通知するものとする。

- ・国立大学が納付者に対し、納付窓口以外の手段として、インターネットバンキングによる振込を認めること自体には大学において追加のシステム関連投資は不要であること（※WEB出願を可能とするにはシステム改修が必要な場合もある。）

- ・インターネットバンキングによる支払時に、本人確認情報の入力を求めることで、本人確認は可能であること
 - ・学生本人や保護者目線で、授業料も含め、デジタル手続法第2条第1号も踏まえ、電子的支払手段（インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー、QRコード決済など）の導入を行うこと
- また、文部科学省は、通知の効果を検証するため、国立大学に対し、電子的支払手段の導入意向や時期等を調査し、その結果を会議に報告する。

2. 未来を拓く投資を拡大する

ア 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し

【a：(前段) 令和5年中に措置、(後段) 令和5年度中に開始、
b：令和5年度中に措置、
c：令和5年度に結論】

公証人法（明治41年法律第53号）及び会社法（平成17年法律第86号）の規定により株式会社の設立時に必要とされる公証人による定款認証制度について、スタートアップの負担軽減を図るため、法務省は以下の措置を講ずる。

- a 起業家が小規模かつシンプルな形態の株式会社を設立しようとする際に、商号、事業目的、出資額等の必要事項を記入又は選択することによって、会社法に適合する定款案を容易かつ迅速に作成できる電子フォーマット（以下「モデル定款」という。）を、法務省の適切な関与の下、日本公証人連合会が作成し、公表する。あわせて、起業家が当該モデル定款を用いて定款認証を受けようとする場合は、内容に不備がない限り、定款案及び必要資料の提出から2営業日以内に認証手続を完了させる新たな運用を、東京都を含む2都市程度で令和6年1月から開始し、段階的に全国展開する。
- b 公証人による面前確認について、起業家又はその代理人が対面による実施を希望しない限り、公証役場に出頭せずにウェブ会議システムにより面前確認を実施することを原則とすることとし、その旨を法務局・公証役場に通知するとともに、利用者に周知する。
- c 令和5年の行政事業レビューにおける「モデル定款を用いる場合であって、第三者（弁護士等）が確認した発起人の場合やデジタル技術を用いて発起人の実在・設立意思が確認されている場合については面前確認を不要とする。その上で、手続効率化にあわせて手数料を無料に近い金額とすることを年内に決定すべきである。さらに、将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべきである。」旨の提言や各方面の意見も踏まえ、公証人による面前確認について、公証人が発起人の会社設立の意思を確認することができれば、当該発起人からのデータ提供その他のデジタル技術を用いる方法により、面前確認を要しないこととする手続の新設について検討し、その結論を踏まえ、公証人法の改正を検討するとともに、定款認証制度について、諸外国の動向やデジタル技術の進展、マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の取得・把握に関する仕組みの見直しの状況等も踏まえ、その見直しを検討する。

【今後の検討課題】

上記の措置事項のほか、公証人制度については、明治41年の公証人法成立以降、定款認証の職務権限追加などの変更は行われているものの、大規模な制度改革は行われておらず、行政事業レビューにおいても、定款認証の必要性の根

拠として制度が導入された昭和13年当時における定款の記載不備や書類紛失等の課題が指摘されるに留まり、ビジネスを取り巻く環境の変化やデジタル技術の発展等に十分に対応できていないのではないかと指摘がある。このため、定款認証業務を始めとする公証人の業務について、社会的ニーズの変化、民事紛争の円滑な解決・防止や嘱託人の負担(手数料を含む。)の軽減等の観点から、今後、公証人の身分・待遇も含む制度の在り方に係る抜本的見直しを、行政改革の視点も含めて関係省庁とともに早急に検討する必要がある。

イ 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

【a：令和6年措置、

b：令和5年度措置、

c：令和5年検討開始、令和5年度措置、

d：継続して措置】

a 優れたアイデアや技術を持つ海外の起業家の我が国への誘致を強化する観点から、内閣府（地方創生推進事務局）、法務省及び経済産業省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開することとし、次の①～③を含む法令改正等の所要の措置を行う。

①法務省は、外国人起業家が本邦に在留して起業活動を行うための在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」及び「事業の規模」要件について、現状では、外国人起業活動促進事業（1年間）に引き続き、国家戦略特別区域における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（6か月）を活用することで二つの要件が1年6か月間猶予され、当該事業活用後に国家戦略特別区域における「コワーキングスペース等の特例」を活用することで、「事業所の確保」要件については更に6か月間猶予されているところ、上記一本化により、複数の制度の併用手続を行うことなく、かつ国家戦略特別区域に限らず全国で要件の猶予を可能とするとともに、「事業所の確保」及び「事業の規模」の二つの要件を猶予する期間を最長1年6か月から最長2年間に延長する。

②法務省は、外国人起業家が全国でコワーキングスペース等に加え大学施設・企業施設等、場所にとらわれない自由な起業を可能とするため、上記の一本化により「事業所の確保」の要件を最大2年間猶予するよう措置する。

③法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合に活用が可能な「事業の規模」に関する特例を活用するには上記一本化後の事業の活用が条件とならないことを、地方公共団体や外国人起業家等に周知する。

- b 法務省は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「経営・管理」活動の要件である「事業の規模」に有償新株予約権に対する払込金額が含まれるか否かが不明確であるため、事業の将来性について投資家から評価を受けているにもかかわらず外国人起業家が我が国で資金調達を行い起業することが難しいといった指摘がある点に鑑み、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更等する場合を含め、全ての外国人起業家が、在留資格「経営・管理」の「事業の規模」の要件について、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額が確定済みかつ払込済みであって返還義務が付されていないことを審査によって確認された場合には、その他の資本金等との合計金額を基に同要件を充足することを明示する。

あわせて、法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更する場合を含め、全ての外国人起業家が上記の取扱いを理解できるよう、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知するとともに、同内容を内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省と連携しながら、法務省、内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省のホームページで外国人起業家向けの支援策として外国人起業家が明確に認知できるようにし、周知する。また、地方出入国在留管理官署に対して審査が滞らないよう、かつ、官署ごとの差異が生じないように、有償新株予約権に係る提出された審査資料を確認する際の要点を周知する。

- c 法務省は、2名以上の外国人が共同創業者として在留資格「経営・管理」を取得する場合、「『経営・管理』の在留資格の明確化等について」（出入国在留管理庁令和4年10月策定、令和5年4月改訂）で審査基準とされている「合理的な理由」について、スタートアップの共同創業者として認められるために必要となる疎明資料等が不明確であるとの声があることを踏まえ、「合理的な理由」として認められる具体例を示す。その際、スタートアップでも共同創業者として申請可能であり、それぞれの役員の業務分担のみならず業務内容や業務規模、業務量等をどのように立証する必要があるか、事項ごとに明確にする。あわせて、作成した具体例を法務省のホームページで外国人起業家が具体的な要件を明確に認知できるようにし、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知する。
- d 金融庁は、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、本年2月に金融機関に要請した。金融

庁は、その実効性を確保するため、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業が活用、認定されている全ての地域に所在する金融機関や地方公共団体等にフォローアップを行うとともに、aの措置による一本化後の事業についても前記金融庁の要請の下で等しく扱われるよう措置を講ずる。

ウ スタートアップ等のための会社法制の見直し（株式報酬の発行環境改善）

【a：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b：引き続き検討、結論を得次第速やかに措置】

スタートアップから上場企業に至る企業の人材確保を円滑化するため、現物株式を付与する株式報酬やストックオプションの発行環境を整備すべく、以下の会社法制の改正を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。

- a 法務省は、会社法上、株式会社は役員にのみ現物株式を無償発行し株式報酬として付与できる一方、従業員又は子会社役職員（以下「従業員等」という。）には無償発行できないことを踏まえ、従業員等に対する無償発行を可能とすべく、会社法の改正について検討し、法制審議会への諮問等を行う。
- b 法務省及び経済産業省は、ストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できるよう、株主総会から取締役会へ権利行使価額や権利行使期間の決定を委任できることとし、また、委任の有効期限（現行1年）を撤廃又はスタートアップがIPOに要する期間（15年程度）を踏まえた上で延長することを検討し、法案を国会へ提出する。

エ 株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し

【a：令和5年度検討、令和6年上期結論、結論を得次第速やかに措置、
b：令和5年度検討・結論・措置】

- a 金融庁は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上、会社が1億円以上の有価証券を発行する際にも有価証券届出書の提出を不要とする特例制度（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12。以下「特例」という。）に関し、コーポレートガバナンス強化及び人材確保に資するよう、その活用範囲拡大、利便性向上によって株式報酬の発行を円滑化するため、以下を内容とする同施行令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。
 - ①特例の活用が可能となる株式報酬について、現行の譲渡制限付株式（RS）、ストックオプションに加え、これらと同等の経済的意義がある譲渡制限付株式ユニット（RSU）、パフォーマンスシェアユニット（PSU）、信託型株式報酬、従業員株式所有制度といった株式報酬類型を新設する。
 - ②特例の活用が可能となる付与対象者の範囲について、現行、発行会社と発行会社の完全子会社の役職員に限定されているところ、戦略的な企業経営の実態も考慮し、完全子会社ではない子会社の役職員にも拡張する。

③RSに関し、特例の活用が可能となる、交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月（外国会社にあつては6月）を超える期間（以下「所定期間」という。）譲渡が禁止される旨の制限という要件について、所定期間の合理性の有無を検証し見直しを行う。

- b 在任者・在職者に対して、報酬目的の株式を第三者割当の方法で発行する場合、有価証券届出書等の開示書類の「第三者割当の場合の特記事項」に、氏名、住所、現在の職業及び個人氏名に紐付けた株式保有数等のプライバシー情報の記載は不要である一方、退任者・退職者の場合、記載が必要である（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲ）。金融庁は、退任者・退職者も、在任者・在職者の場合と同様、プライバシー情報の開示が不要となるよう同内閣府令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。

オ 賃金の「デジタル払い」の実現

【直ちに検討・結論後速やかに措置】

厚生労働省は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）について、資金移動業者の指定申請の受付開始（令和5年4月1日）直後に複数事業者が申請したところ、現状において指定実績がゼロであることを踏まえ、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間（例：2か月）を示す。また、EBPM（Evidence Based Policy Making）に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。

カ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

【a：令和5年度措置、

b～j：令和5年度検討・一定の結論、

令和6年度以降可能なものから順次措置】

テレワークの進展、AIの活用などによる日本のデータ通信量の増大に対し、データセンターを各地に分散立地させ、データ処理を効率化・高度化する取組が進んでいる。これは人手不足に対応する配送事業用のドローンや、自動運転など社会課題を解決する新たなデジタル技術を実現していく上でも不可欠であるが、その前提として、これら複数のデータセンター間で、高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーのインフラ整備が急務となっている。このため、当該整備の円滑化を図る観点から、光ファイバーを整備する事業者が当

該整備計画の策定・実行等を行う際、ワンストップで高い利便性を確保しつつ、必要な情報を閲覧し、及び必要な設備の利用申請等を行うことを可能とするための体制整備が重要である。このため、総務省は下記aを行い、これを踏まえつつ、総務省又は国土交通省は下記b～jを行う。

- a 総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。
- b 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況（空き容量を含む）及び使用プロセス（手続方法等）の情報（以下「収容空間の位置情報等」という。）を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する収容空間の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、河川の光ファイバーの収容空間の占用許可申請に係る河川法（昭和39年法律第167号）に基づく様式が地方公共団体の全ての河川管理者において、全国統一して使用されるよう法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。加えて、電線共同溝の占用許可申請に係る様式については、現状「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成8年2月20日建設省道政発第28号）で一定程度定められているところ、国土交通省は、地方公共団体の全ての道路管理者における様式の全国統一化を実施するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- d 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する電線共同溝及び河川に係る光ファイバーの収容空間の占用許可申請のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- e 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況（空き容量を含む）及び使用プロセス（手続方法等）の情報（以下「光ファイバーの芯線の位置情報等」という。）を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮

しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する光ファイバーの芯線の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

- f 国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式については、現状、「河川・道路管理用光ファイバーの民間事業者等による利用について」（平成14年6月28日国河政第24号・国道利第9号）等で一定程度定められているが、地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者が管理する道路及び河川における光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式の全国統一化を実施するため、国土交通省は、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- g 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- h 国土交通省は、b～gの内容を実現するため、国及び地方公共団体が参画し、一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを構築する。この際、国土交通省は、当該プラットフォームについて、利用者にとって、開示情報が見やすく、申請・使用手続については、利便性の高いものとなるように構築する。加えて、国土交通省は、当該プラットフォームへの光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。
- i 総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月 総務省）に規定される公益事業者（以下本項及び次項において、単に「公益事業者」という。）が公共的なインフラを管理する主体であり、多くの光ファイバー関連設備を有することから、現状においても当該ガイドラインの対象として明記されていることを踏まえ、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む）等の情報を可能な限り見やすく利便性の高い形でインターネット上で開示することも含めて、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。
- j 総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が保有又は管理する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファ

イバーの芯線及びその收容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む）等に係る情報の見やすく利便性の高い形でのインターネット上での開示並びに利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化及び申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその收容空間に係る情報の開示の対象者や当該開示の在り方について、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバーの芯線又はその收容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。

キ 農業法人の経営基盤強化

【令和5年度措置】

我が国における高齢化及び生産年齢人口の減少が本格化し、今後農業者の大幅な減少が見込まれる危機的な状況の中で、食料の生産基盤を維持していく観点から、人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化に向け、以下の措置を講ずる。

農林水産省は、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の経営基盤を強化するため、市町村の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）に位置付けられ、かつ、認定農業者（同法第13条に規定する認定農業者をいう。）として地域での実績を有する農地所有適格法人のうち、国が真に地域の農業生産や地元経済に裨益するか確認を行うといった責任を持つという前提の下、現行制度上は農業者が過半を有する必要がある議決権要件の一部を緩和し、農業者及び食品事業者等で過半を占めることを可能とする特例措置を導入することとし、令和6年の通常国会への法案提出を視野に検討を進める。

【今後の検討課題】

農業法人の経営基盤強化については、上記の措置事項のほか、食料の生産基盤の維持を大前提としつつも、新たに農業法人と取引に入ろうとする食品事業者、農業と補完関係にあるスマート農業関係事業者など食品事業者以外の業種と農業法人との連携可能性やホールディングス化など、様々な出資ニーズの必要性が丁寧に検討される必要がある。

ク 農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化

【a, c : 令和6年上期措置、

b : 実態調査については令和6年上期に着手、

実態調査の結果に応じた記載の充実については令和7年度措置】

農業の成長産業化を推進する観点から、農業者が大規模な作業場や農畜産物の加工・販売施設等を迅速・円滑に建設することを可能にするため、農業用施設の建設に係る農地法第4条及び第5条に基づく農地転用許可制度について、以下の措置を講ずる。

- a 農林水産省は、農業用施設（加工・販売施設を含む。）を建設しようとする認定農業者が当該農業用施設の概要（施設の位置、種類、規模等）を地域計画に記載することを農業委員会又は市町村に求めた場合において、当該農業委員会又は市町村が、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについて事前に確認することで、当該農業用施設について農地転用許可を不要とする措置を講ずる。
- b 農林水産省は、例えば、農業用施設に含まれるトイレ・駐車場が認められないケースが存在するなど、自治体間で農地転用許可制度に関する運用上のばらつきが存在するとの指摘を踏まえ、自治体間の運用の面の差異（aの事前確認を含む）に関する実態調査を農業者に対して定期的実施し、その結果に応じて、「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の記載の充実（詳細な具体例の提示等）を行う。
- c 農林水産省は、地域計画の策定状況を自治体の負担も考慮しながら適切に把握し、その策定状況を農林水産省ホームページにおいて公表するとともに、協議の場に外部からの新規参入希望者より参加の申出があった場合には当該者の参加の上で協議を行う旨を通知に明記する。

【今後の検討課題】

- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）及び「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）で定める農地転用の許可を要しない農業用施設について、現在、農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限ると限定列挙されているが、今般、地域計画に位置付けた上で、農畜産物の加工・販売施設、農家レストランを追加する案が農林水産省から提案されている。これについては、時代の進展の中で、農畜産業は食品の生産にとどまらず、肥料やエネルギー分野など先進分野における利活用を促進することが求められていることに鑑みれば、必ずしも、農家レストランに限らず、その地域で生産される農畜産物を利用する施設のニーズが生まれ、それらもまた既存の農業用施設と同様に農家所得の向上や雇用

の確保が期待される場合もあることも踏まえ、「主として、当該地域において収穫された農畜産物を利用するための施設」等と定めることも検討される必要がある。

- ・また、地域計画の協議の場における外部からの新規参入希望者の参加状況について、地域計画策定期限後に実態を調査する必要がある。

3. 良質な雇用を実現する

ア 「自爆営業」の根絶

【a, c, d, e : 令和6年度措置、

b : 令和6年度検討開始】

使用者が、労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること（以下「自爆営業」という。）が労働者に経済的損失や精神的苦痛を与える行為であり、多くの分野で長年発生しているとの指摘を踏まえ、次の取組を講ずる。

- a 厚生労働省は、自爆営業に係る関係法令上の論点を整理した上で、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）及び民法（明治29年法律第89号）上違法となり得る自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例を明確に示す。また、上記の内容や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを作成する等、企業及び労働者の双方に周知を行う。
- b 厚生労働省は、職場における自爆営業に関連する使用者等の言動がパワーハラスメントの3要素（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。）第30条の2第1項に規定する、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの）を満たす場合は、パワーハラスメントに該当する可能性があることに鑑み、使用者及び労働者にその旨を周知する観点から、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワハラ防止指針」という。）の改正について労働政策審議会において検討を開始する。
- c 厚生労働省は、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動について労働者等から相談が寄せられた場合、パワハラ防止指針に定める事業主の雇用管理上講ずべき措置について、必要と認められるときは、当該事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための体制整備、発生後の迅速かつ適切な対応といった必要な方策を講ずるよう、労推法に基づく助言・指導を行うこととする。
- d 自爆営業の発生原因が業界等の風習や慣習にある場合があることや、事業所管府省が自爆営業の実態について直接的に把握することが必ずしも容易ではないことを踏まえ、厚生労働省は、自爆営業に関連して生じた労働問題の相談について、その件数や相談内容を業界別に整理した上で、当該業界に係る自爆営業の抑止に資するよう事業所管府省に情報共有する。
- e 事業所管府省は、厚生労働省と連携し、dの情報共有を受けた場合は、必要に応じて、当該業界等の風習や慣習の是正その他の自爆営業を抑止するため

の取組を府省横断的に推進する。

イ 副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方の検討

【a：令和5年度検討開始、令和6年度結論、
b：令和6年度措置】

副業・兼業は、労働者にとって、主体的なキャリア形成につながる意義があり、併せて、送り出し企業にとっては社内では得られないスキルの獲得、受入企業にとっては人材確保の選択肢の拡大といったメリットがあるほか、社会全体においても、物流や交通、医療、介護といった多くの分野での人材不足問題への貢献や、高生産性産業への労働移動を通じた良質な雇用確保・生産性の向上が期待される。一方で、副業をしていない正社員のうち、副業の意向がある者は40%以上存在しているものの、現実に副業をしている者は7%にとどまっているという民間企業の調査結果など、副業の意向のある労働者は非常に多いものの、副業をしている労働者数は増えていないという現状を踏まえ、次の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、①副業・兼業を行う労働者の健康管理のため、その所属する送り出し企業又は受入企業の双方における労働時間の通算管理が必要である一方、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理については、制度が複雑で企業側に重い負担となるために雇用の副業・兼業の認可や受入れが難しいとの指摘があること、②米国、フランス、ドイツ、イギリスでは割増賃金の支払において労働時間の通算管理を行っていないことに鑑み、令和5年度中に設置予定の働き方改革関連法の見直しに係る検討会において、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討し、結論を得る。
- b 厚生労働省は、aの検討を始めとした副業・兼業の円滑化に向けた施策立案に資するよう、以下の事項等について実態を把握し、結果を公表する。
 - ①企業が自社の労働者に副業・兼業を認める際及び副業・兼業を行う人材を受け入れる際の実態について、認める又は受け入れる副業・兼業の実施形態（雇用の型、業務委託型等）や、相手企業の形態（グループ内・外企業等）、そのような形態にしている理由。また、実施形態ごとの副業・兼業者数
 - ②管理モデル導入企業を始めとした副業・兼業の送り出し企業及び受入企業における労働者の割増賃金の支払方法や課題

**（参考）再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおける当
面の規制改革の実施事項**

ア 定置用蓄電池の系統連系に係る認証手続等の見直し

【a, b, d～f, h, j : 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
c, g, i, k : 令和5年措置】

近年、再生可能エネルギーの出力抑制が増加する中、定置用蓄電池は、電力の需給バランスの確保に貢献し、再生可能エネルギーの更なる普及に向けて重要であるが、その導入に向けて、当該定置用蓄電池の系統連系の円滑化等が必要である。このため、

- a 経済産業省は、家庭用蓄電池の導入に関する補助制度において、現状 J I S 規格などを満たす蓄電池や蓄電池システムのみ補助対象を限定しているが、J I S 規格と I E C などの国際規格との差異等を検証した上で合理的であると判断される場合には、当該国際規格を満たす場合も補助対象とするよう見直す。
- b 経済産業省は、定置用蓄電池の系統連系に際して、本来系統連系に必要な技術要素以上の試験が求められることのないようにするため、系統連系に必要な技術要素について、適切な文書等に明記し、公表する。
- c 経済産業省は、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「J E T」という。）の系統連系保護装置等認証（以下「J E T 認証」という。）を取得しようとする蓄電池メーカーが、定置用蓄電池の部品や仕様を市場のニーズ及び技術進歩に合わせて円滑に変更できるようにする観点から、J E T 認証における J E T による J I S 規格を用いた認証に係る蓄電池の小さな部品変更等の際の認証の再取得を不要とするよう J E T に要請する。
- d 経済産業省は、諸外国の例も踏まえつつ、各一般送配電事業者における、託送供給等約款別冊の系統連系技術要件（以下単に「系統連系技術要件」という。）への適合性の確認に係る個別協議の期間の短縮化のため、現状、送配電等業務指針で定められる個別協議に必要な申込みから回答までの期間（低压連系の場合は原則1か月以内、高压連系の場合は原則6か月以内）の妥当性について、「一般送配電事業は、自然独占の性格を持つため、利用者が負担するコストと期間は必要最小限となるようにする必要がある」という観点で改めて検証し、適切でない認められる場合には、必要な措置を講ずる。さらに、経済産業省は、標準的な個別協議の期間等について、各一般送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者が定める適切な文書等に明記させ、公表させる。
- e 現状、系統への接続契約において、一般送配電事業者から定置用蓄電池の設置事業者に対し工事費負担金の支払が求められ、さらに、高压以上の接続契約では、接続契約申込の前の接続検討段階で調査料が必要とされているところ、これらの費用の額について、経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員

会は、当該費用の額の内訳を改めて確認し、適正でないと認められる場合には、必要な措置を講ずる。

- f 経済産業省は、系統連系手続の簡素化のため、諸外国で実施されている系統連系技術要件に適合していることについての自己認証（社内での検査・試験・確認等）の結果を国等のデータベースに登録した上で、短期間の系統連系申請手続をすることで、連系が認められる仕組みや、系統連系に係る国際規格（IEC、EN等）の認証を取得している場合に、当該自己認証の全部又は一部を代替する仕組みについて、海外調査の結果を参考とし、当該仕組が合理的であると判断される場合には、我が国においても諸外国と同等レベルの円滑な系統連系ができるよう、当該仕組みを導入する。
- g 経済産業省は、JET認証について、系統連系技術要件との整合性を確保し、当該系統連系技術要件で求められること以上の内容（蓄電池単体の安全性の確認等）を認証の際に求める必要性について、検討を促す。
- h 経済産業省は、JET認証において、蓄電池単体の安全性確認として、JIS規格の認証（JETで認証を受けたものに限る）が求められている点について、JIS以外の安全性に関する規格（IEC等）の認証を取得した場合でも、同様に受け入れること及びJET以外の認証機関で当該JIS規格の認証を取得したのも受け入れることが明示・公表されるよう必要な措置の検討を促す。
- i 経済産業省は、JET認証の取得について、標準的な認証手続に掛かる費用と期間を定めて公表するよう、JETに検討を促す。
- j 経済産業省は、定置用蓄電池メーカーがJET認証を取得しない場合において、一般送配電事業者から定置用蓄電池メーカーに対して現状求めている定置用蓄電池の個別機器の試験データの提出について、諸外国の実態を調査し、系統連系手続において代表機試験で足りる等の場合には、当該データの提出を不要化し、系統連系手続においては代表機試験で足りる旨等を適切な文書等に明記し、公表する。
- k 経済産業省は、定置用蓄電池メーカーがJET認証を取得する場合において、JETから定置用蓄電池メーカーに対して現状求めている定置用蓄電池の個別機器の試験結果の確認の必要性について、JETに検討を促す。

イ 再エネ導入の前提となる送配電設備の整備に係る所有者不明土地に関する取扱いの明確化

【令和5年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

再エネの導入の前提として、送配電設備を設置する必要があるが、当該設備の設置場所が、所有者不明土地である場合がある。この点、都道府県知事又は市町村長が所有者不明土地の探索に必要な土地所有者等関連情報を事業者に対して提供できない場合には、当該情報を提供できない旨及びその理由を記載し

た通知書を請求者（当該事業者）に対して交付することが望ましいとされている（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について」（平成30年11月15日国土企第37号））が、不在者財産管理人制度の申請の円滑化のため、国土交通省は、不在者財産管理人選任の申立ての際に必要な「不在の事実を証する資料」として当該通知書が考慮され得る旨をガイドライン等において明確化し、公表する。

以上